

社会保障・税番号制度

—金融機関の義務的対応と民間活用の展望—

第10回

諸外国の番号制度

NTTデータ経営研究所
金融「ンサルティングユニアード シニアコンサルタント 前田 純弥

本連載ではこれまで、番号制度の概要や導入に伴う影響、その対処の仕方や政府の動向について解説してきた。本稿では今後の日本における民間利活用を展望するにあたり、先進事例として諸外国の番号制度の実態について解説する。

国ごとに大きく異なる民間利用の範囲

諸外国の番号制度が国民や居住者に一意の番号を付番する制度である点は共通するものの、民間利用の範囲は国ごとにさまざまである。たとえば、スウェ

ーデン、デンマーク、シンガポールでは民間利用に関して大きくな制限は設けていないが、ドイツでは税務で必要な用途以外は民間利用を認めていない。また、韓国のように現在は民間利用を認めているものの、今後は制限すべきではないかと議論されている国もある。

これらとの違いは、歴史や文化、法制定の際に醸成された世論や過去に起こった情報漏えい等の事故によるものと推察される。

個人情報を有料提供するスウェーデン

諸外国の番号制度が国民や居住者に一意の番号を付番する制度である点は共通するものの、民間利用の範囲は国ごとにさまざまである。たとえば、スウェ

番号制度が最も国民の生活に根付いた国一つがスウェーデンである。スウェーデンの個人番号は、行政サービスはもとより、民間企業の顧客管理番号にも利用されており、行政機関に届け出た住所変更は、本人同意のもと、銀行・証券会社・保険会社・クレジット会社等々の民間企業へ通知される。

韓国では現金領収証制度で個人番号を利用

韓国では現金領収証制度がある。所得税を納める勤労所得者およびその扶養家族は総給与額の20%を超過する金額の買い物を現金で支払った場合、超過額の20%が500万ウォンを限度として年末調整時に所得控除の対象となる。そのため、店舗では現金領収書を発行する。消費者が現金での商品購入時に住民登録番号、現金領収証カード、あらかじめ登録したクレジットカードや携帯電話番号などのいずれか一つを提示することで現

情報管理にあまり抵抗がないよううにみえる。これは、古くから教会が住民情報を管理していた歴史的経緯のほか、政府に対する国民の信頼の高さによるものと考えられる。結果として、スウェーデンでは国民や金融機関を含めた民間企業にとって有益なサービスが実現している。

金領収書が発行され、店側は現金決済の内容別内訳を国税庁に通知し、国税庁で住民登録番号に基づき整理される仕組みとなつていて。これにより、韓国国税庁は現金決済が中心であった自営業者の売上げを正確に把握することができるようになり、税務の公平性が確保された。

アメリカでは なりすましが問題化

アメリカでは、社会保障番号が医療、介護、年金など社会保障分野や納稅分野で利用されていて。たとえば、銀行口座開設時には社会保障番号の提示が必要不可欠である。金融サービスを受ける際に必須の番号であり、広く国民に浸透している。

しかしながら、アメリカでは現実空間での取引に加え、インターネット上の商取引での本人確認のためにも社会保障番号が活用されるようになった結果、社会保障番号が売買されたり横流されたりして、他人の社会保障番号を使つたなりすましが横行した。連邦議会や各州の議会、省庁が対策を練つており、特定分野では社会保障番号に代わる独自の番号を利用するなど、対応策がとられているが、官民が保有する膨大な数のデータベースで本人識別のために社会保障番号が利用されているため、社会保険番号の利用制限があまり進んでいない。

ウェブサイト用の新たな 番号を立ち上げた韓国

韓国では銀行取引や携帯電話サービスをはじめとした、あらゆる民間事業者が提供するサービス利用時に住民登録番号の提示が求められた。その結果、多くの民間事業者が番号を保管したことから個人情報流出事件が頻発した。そこで、韓国情報通信部と韓国情報保護新興院は、i-PIN (Internet Person-

al Identification Number) と呼ばれる住民登録番号に代替する番号を開発し、i-PINによるウェブサイトアクセス時の個人識別および本人認証を可能とした。i-PIN利用希望者は、政府認定機関である金融機関等の五つの民間発行機関のいずれか、または行政安全部に、

諸外国における番号制度の利用のされかたは多種多様であり、常にセキュリティの課題がつきまとつもの、なかには国民の利便性を著しく向上させるサービスを提供する国もある。義務的対応により番号管理が必要となる金融機関においては、番号制度をたんなるレギュレーション対応としてとらえるのではなく、番号を活用した国民利便性の向上策を検討してもらいたい。次回以降、民間活用の可能性について解説する。

* * *

日本でも電子取引で番号を利用する際には、番号提示以外の本人性の担保が求められよう。

申請する必要がある。発行後はウェブサイトへのアクセス時にi-PINを入力すれば、住民登録番号の入力は不要となる。国民はi-PIN一つであらゆる官・民サービスが利用でき、